

（補助座席定員）

第185条 保安基準第22条の2（保安基準第71条第2項において準用する場合を含む。）の告示で定める基準は、前条第2項第1号イからハまでに掲げる座席以外の座席の定員が、座席定員の2分の1以上でなければならないものとする。